

所得税の確定申告、 村・県民税の住民税申告がはじまります！

● 申告受付期間・会場のお知らせ

受付期間 2月17日(火)～3月13日(金)

受付場所 東通村体育館

受付時間 午前9時～11時30分 午後1時～4時

※ 令和5年度より、新型コロナウイルス感染症の規制緩和に伴い申告の受付方法を変更しています。

・申告は各日の当日に配布する受付番号順に行います。係の者が受付番号順にお呼びしますので会場奥の控室にてお待ちください。

・当日の混雑具合や申告内容によって受付の進み方が前後します。お呼びしたときにご不在の場合、次にお待ちの方を先に受付することもありますのでご了承ください。

※ 受付番号の配布は午前8時30分から行います。時間前の入館はお控えください。

インフルエンザ等の感染拡大防止のため、マスク着用・手指消毒等に引き続きの御理解と御協力ををお願いいたします。また、発熱等の症状がある場合は入館をお控えくださいますようお願いいたします。



● 各地区の申告日程 ※混雑を避けるため、ご自分の地区の割り当て日にお願いします。

令和7年中の所得が給与や公的年金収入のみの方で、医療費控除の追加、扶養親族や各種控除の変更を行う方は、申告受付期間前の下記日程で、役場庁舎（税務課）で受付いたします。

【給与・公的年金のみの方】 期間：2月3日(火)～6日(金) 時間：午前9時から午後4時

月	日	曜	対象地区	月	日	曜	対象地区	
2月	17	(火)	裏部・岩屋・尻屋	3月	※ 1	(日)	～2(月) ・・・ 申告受付なし	
	18	(水)	砂子又・上田屋・下田屋・豊栄・石蕨平・一里小屋		3	(火)	小田野沢(1～4班)	
	19	(木)	石持・蒲野沢・桑原・東栄・稻崎		4	(水)	小田野沢(5～8班)	
	20	(金)	向野・鹿橋・上田代・下田代		5	(木)	小田野沢(9～12班)	
	※ 21(土)～24(火) ・・・ 申告受付なし				6	(金)	老部(1～5班)	
	25	(水)	大利・早掛平・目名		※ 7(土)～9(月) ・・・ 申告受付なし			
	26	(木)	尻労・猿ヶ森		10	(火)	老部(6～10班)	
	27	(金)	入口・古野牛川・野牛		11	(水)	白糠(下馬坂・向流)	
	※ 28(土) ・・・ 申告受付なし				12	(木)	白糠(浜通・宇田・明神ノ上・押付)	
					13	(金)	白糠(赤平・砂端)	

※ 申告受付期間中は特別の許可を受けて所得税の確定申告書を作成しております。上記期間を過ぎると、役場では所得税の確定申告書が作成できなくなり、ご自分で税務署へ申告書を提出いただくことになります。無申告加算税や延滞税が生じる場合もありますので、忘れずに、期間内に済ませましょう！

● 申告しなければならない方

令和8年1月1日現在、東通村に住所があり、
次のいずれかに該当する方

確定申告が不要でも、住民税申告は必要な場合があります。

- ① 前年（令和7年1月から令和7年12月まで）に収入のあった方
- ② 前年に収入がなかった方※で、税金上、扶養になっていない方
※ 障害年金・遺族年金・雇用保険の受給のみの場合も収入がなかった方に含みます。
- ※ 収入がない旨の住民税申告が必要です。
- ③ 勤務先から、申告をするように案内を受けた方
- ④ 前年の途中で退職したことなどにより、年末調整を受けていない方
- ⑤ 給与や公的年金収入のみの場合でも、源泉徴収票に記載された扶養親族や各種控除の変更を行う必要がある方

申告しなくてもよい方

- ① 税務署で確定申告をする方
- ② 給与や公的年金収入のみで、扶養親族や各種控除の変更がない方
- ③ 公的年金収入のみで、生年月日区分により、次の金額以下の方
昭和36年1月1日以前生まれの方
・・・ 148万円以下
- 昭和36年1月2日以後生まれの方
・・・ 98万円以下
- ④ ①～③の方の扶養親族で、所得証明書等が必要ない方